

公益財団法人いわて産業振興センター監事監査規程

平成 25 年 6 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法」という。)等の法令及び定款に定めるもののほか、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)の監事の監査に関し必要な事項を定める。

(調査権)

第 2 条 監事は、いつでも、理事長及び常務理事に業務及び財産の報告を求め、またはその調査を行うことができる。

- 2 監事が前項の職務を行う場合、理事長及び常務理事は協力するものとする。
- 3 監事は、センター事務局職員を指名して、第 1 項の職務を補助させることができる。
- 4 前項の監事の職務を補助する職員は、当該職務に関しては、職務を命じた監事のみに従う。
- 5 理事長及び常務理事が第 1 項の報告を行うときは、全ての監事に行う。

(理事会への報告)

第 3 条 監事は、前条の調査の結果、理事長及び常務理事の職務の執行に法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、理事会に報告する。

(理事会議案調査)

第 4 条 理事長は、理事会開催日の 5 日前までに議案及び資料を理事及び監事に送付する。

- 2 監事は、当該議案及び資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、理事会で意見を述べるものとする。

(評議員会議案調査)

第 5 条 理事長は、評議員会開催日の 5 日前までに議案及び資料を評議員及び監事に送付する。

- 2 監事は、当該議案及び資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、評議員会に報告する。

(決算書等の監査)

第 6 条 理事長は、次の各号の決算書等を作成次第、監事に提出する。

- (1) 貸借対照表及びその付属明細書
 - (2) 損益計算書及びその付属明細書
 - (3) 事業報告及びその付属明細書
- 2 監事は、前項の決算書等の調査、実地調査及び理事長からの業務執行報告の聴取等により監査を行う。
 - 3 監事は、監査報告書を作成し、理事長に提出する。
 - 4 監事は、監査報告書の作成に当たり、センター事務局職員を指名して、補助させることができる。
 - 5 前項の監事の職務を補助する職員は、当該職務に関しては、職務を命じた監事のみに従う。

(公表)

第 7 条 この規程はセンターホームページにより公表する。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、監事全員の同意を得たうえで、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成25年6月10日から施行する。